

堺個審答申第96号
(答申第131号)
令和2年11月11日

堺市教育委員会様

堺市個人情報保護審議会
会長 石橋 徹也



答 申

令和2年9月17日付け堺教育セ第2378号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	GIGAスクール構想に係るクラウド利用について
分類	条例第7条第1項第6号【目的外利用・提供禁止の原則の例外】 条例第9条第1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】 条例第9条第3項第2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担当課	教育委員会事務局 教育センター 企画情報課
審議日	令和2年 9月18日 (第181回) 令和2年10月12日 (第182回) 令和2年11月 9日 (第183回)

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和2年9月17日付けで堺市個人情報保護条例7条1項6号、9条1項及び同条3項2号に基づき諮問した「GIGAスクール構想に係るクラウド利用について（Microsoft365、L-Gate、ドリルパーク）」は、以下の留意事項を遵守し、個人情報の保護に万全の措置を講じることが条件として、本件諮問について承認する。

2 留意事項

- (1) 本答申は、実施機関が諮問したクラウド（以下「本件クラウド」という。）の利用について、承認するものであり、今後、新たな個人情報を取扱う場合や本件クラウド以外のクラウドを利用する場合は、当審議会に諮問を行うこと。
- (2) 児童生徒が、本件クラウド利用のためのIDとパスワードを管理することから、その管理と端末機器の使用について、教職員だけでなく、当該児童生徒とその保護者に対する支援も含めた万全なセキュリティ対策を講じること。
- (3) 本件クラウド利用により、遠隔・オンライン授業のため、ビデオ会議を使用する際は、著作権や肖像権を侵害しないこと。特に児童生徒の肖像権については、アクセス制限等を用いるなど、より高い水準のセキュリティ対策を講じること。
- (4) 児童生徒の学習履歴及び解析結果が、本件クラウド上に蓄積されることから、情報の取り扱い及び閲覧権限について、実施機関として適切な措置を講じること。
- (5) 実施機関は、情報セキュリティ実施手順において、本件クラウドの利用についての管理責任体制を明確化するとともに、Microsoft365、L-Gate、ドリルパーク提供事業者に、個人情報の適正な取り扱いについて、必要な措置を講じるよう求めること。